

■旧居留地道路管理協定書

管 理 協 定 書

神戸市（以下「甲」と言う。）と株式会社大丸神戸店（以下「乙」と言う。）とは、乙が神戸市道仲町線において道路法第24条により道路管理者の承認を得た道路に関する工事によって築造し、甲に帰属する街路灯、フラワーボックス（以下「目的物」と言う。）の維持管理等について次のとおり協定する。

（管理協定の範囲）

第1条 管理協定の範囲は、別添図の朱線で囲んだとおりとする。

（管理区分）

第2条 前条に規定する範囲の管理について、乙は、次のとおり行うものとする。

- ①歩道部 路面の良好な状態を保つための日常の清掃
- ②街路灯 電球の取替え及び電気代の負担並びに施設の維持更新
- ③フラワーボックス 本来の設置趣旨を達成するため、年間を通じて花壇としての良好な維持管理に努めること並びにフラワーボックスの維持更新

2 前項の管理に伴う費用は、乙が負担するものとする。なお、街路灯の電気料金については、甲が年2回発行する納付書によって、乙が負担するものとする。

（事前承認）

第3条 乙が目的物の修繕をしようとするときは、道路法第24条にもとづいてあらかじめ甲の承認を得なければならない。

（災害復旧）

第4条 目的物が、災害をうけた場合の復旧については、甲の指示にもとづいて乙が行うものとする。

2 前項において緊急を要する場合は、甲は、応急復旧工事その他必要な応急措置を講じ、事後に乙に通知するものとする。

3 前項にもとづく甲の応急措置に伴う費用は、乙が負担するものとする。

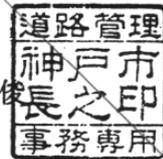
(疑義の決定)

第5条 この協定について疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項については、
乙と協議のうえ、甲が決定するものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成4年12月25日

甲 神 戸 市 長 笹 山 幸 彦



乙 株式会社大丸取締役神戸店長 山本 良彦



変 更 協 定 書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社大丸神戸店（以下「乙」という。）とは、平成4年12月25日付で締結した管理協定書の一部を次のとおり変更する。

第1条 前文の神戸市道に花時計線，鯉川線，メリケン波止場山本線を追加する。

第2条 第1条の別添図に別添の図を追加する。

第3条 第2条第1項第2号を次のとおり変更する。

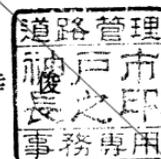
②街路灯 電球・マンツルの取替え及び電気・ガス代の負担並びに施設の維持更新

本協定の証として，本書2通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自1通を保有する。

平成9年3月1日

甲 神 戸 市 長

笹 山 幸



乙 株式会社大丸常務取締役神戸店長

森 範



